

宇治田原町国土強靱化地域計画

令和5年4月改定

宇治田原町

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
第1章 宇治田原町国土強靱化地域計画の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 3
1 基本目標	
2 宇治田原町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 宇治田原町の地域特性等	・ ・ ・ ・ ・ 5
1 地勢・成り立ち	
2 気象	
3 人口	
第3章 脆弱性評価	・ ・ ・ ・ ・ 7
1 想定するリスク	
2 宇治田原町における「起きてはならない最悪の事態」	
第4章 国土強靱化の推進方針	・ ・ ・ ・ ・ 11
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	・ ・ ・ ・ ・ 27
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	・ ・ ・ ・ ・ 29

はじめに

1 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴い、ここ宇治田原町においても、いわゆるゲリラ豪雨等これまでに経験したことのない土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があり、宇治田原町においても甚大な被害が発生することが予想されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥らないように、宇治田原町においても公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、国においては、大規模自然災害等に備えた国土全般にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）（以下「強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組みを推進しており、平成30年12月14日に近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靱化基本計画の変更を行っている。併せて、京都府においても平成28年11月に国土強靱化地域計画が策定されている。

本町においても、このような国や京都府の取組みに併せて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、住民、京都府及び国、企業・事業者等とともに強靱で安心・安全な地域づくりを進めていくため、宇治田原町国土強靱化地域計画を策定することとする。

なお、本計画が今後の研究成果や国における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置付け

宇治田原町国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、宇治田原町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置付けるものである。

そのため、宇治田原町まちづくり総合計画及び宇治田原町地域防災計画等の国土強靱化に係る諸計画との調和を図ることとする。

3 計画期間

計画期間は、「宇治田原町第5次まちづくり総合計画」及び当該計画に内包される「まちづくり戦略（第2期地域創生総合戦略）」との整合を図るため、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とする。

第1章 宇治田原町国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、住民生活及び経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ①人命の保護が最大限に図られること。
- ②町内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④迅速な復旧・復興に資すること。

2 宇治田原町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、町内でかつて甚大な被害が発生した南山城水害や2年連続で災害が発生した京都府南部豪雨と平成25年の台風18号のほか、阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）国土強靱化の取組み姿勢

- 激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、京都府、近隣市町村等との一層の連携強化を図るとともに、住民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- 本町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組みにあたること。

（2）適切な施策の組合せ

- 災害リスクや各地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と防災訓練・防災教育等のソフト

ト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

- 「自助」「近助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、行政と地域・住民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等にも十分配慮して施策を講じること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 宇治田原町の地域特性等

1 地勢・成り立ち

本町は京都府の東南部に位置し、京都市都心部へは宇治市を通じて約20km、大阪市都心部へは約40kmの距離にあり、東西約11km、南北約9km、面積58.16km²である。

町境は北東部を滋賀県大津市、東部を同県甲賀市に接し、南部を相楽郡和束町、西部を綴喜郡井手町と城陽市、北西部を宇治市と接している。

本町の地形は、北西部の大峰山（506.4m）を中心とする山地と、南端の鷲峰山（681.2m）から北東及び南西に連なる傾斜の急な山地が大部分を占め、南部山地から舌状に広がる標高200～250mの丘陵部と田原川をはじめとする河川沿いの標高110～130mの平地部から形成される盆地である。

町の中央部を田原川が東西に流れ、禅定寺川や大導寺川、犬打川等と合流し、北西部で宇治川に流れ込んでいる。また、東部は奥山田川が南北に流れ、大福川や清水谷川等とともに大津市域で瀬田川に合流している。

2 気象

本町の気候は、京都府南部の瀬戸内海型の特性を示し、暖候期における多量の雨で特徴付けられる。また、本町は内陸性山間盆地であり、寒暖の差が大きい。

一年を通した平均気温は15.5℃（平成21年～平成30年の平均）であり、平均年間降水量は1,440.4mmである。近年では局地的豪雨が増加し、浸水被害・土砂災害の発生が懸念される。

3 人口

本町の総人口は、平成17年の10,060人をピークに、近年は減少傾向で推移しており、平成27年には9,319人、総世帯数は3,232世帯となっている。

老年人口（65歳以上）が昭和60年の13.6%から平成27年には26.7%と30年間で13.1ポイント増加している一方で、年少人口（1

4歳以下)は20.8%から12.8%と8.0ポイント減少しており、少子高齢化が進行している。

第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行い、推進すべき施策プログラムを策定する。

1 想定するリスク

住民生活及び経済への影響に鑑み、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する大規模停電や道路網の寸断・断水等のライフライン途絶による二次災害を想定するリスクとして、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

（1）地震

①南海トラフ地震

30年以内の発生率が70%～80%程度（令和2年1月時点）と高くなっている南海トラフ地震については、町内で最大震度6弱が想定され、人的被害は負傷者30人、建物被害は全壊30棟が見込まれている。

②直下型地震

京都府が平成18～19年度に実施した「京都府地震被害想定調査」によると、府域周辺には22の断層が想定されており、これらのうち、町に大きな被害を及ぼすと考えられる断層による地震がもたらす本町での震度及び被害は次表のように想定されている。

地震によって発生する被害は、建物の倒壊、火災、それに伴う人的被害、道路・橋梁、電気・通信・ガス・上下水道等のライフライン施設の機能停止など多くの範囲にわたるものとする。

断層名	最大 予測 震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	重症者 数 (人)	要救助 者数 (人)	短期避 難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊 一部半 壊 (棟)	焼失 建物 (棟)
奈良盆地東縁断層帯	6 強	70	410	70	290	5,020	1,430	1,790	300
木津川断層帯	6 強	50	340	50	210	4,170	1,090	1,640	260
和束谷断層	6 強	40	290	40	170	3,750	880	1,540	260
生駒断層帯	6 強	30	220	30	130	3,190	670	1,360	140
南海トラフ地震	6 弱		30				30		

(出展：京都府地震被害想定調査（2008）／「内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）」)

(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

本町では、昭和28年の南山城水害により、ため池・河川の決壊、土砂崩れにより死者・行方不明者26人、住宅の被害については全壊70戸をはじめ流出・半壊・浸水を含めると計1,400戸に被害が及んだ。

また、平成24年8月の京都府南部豪雨では、崩土等による道路被害が15か所発生し、国道307号・府道大津南郷宇治線・宇治田原大石東線・宇治木屋線が通行止めとなり、翌年の平成25年9月の台風第18号では、浸水被害（床上浸水1戸・床下浸水7戸）の発生や、岩山丸山地域で大規模土砂災害の発生による国道307号の長期間通行規制が実施された。

2 宇治田原町における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第17条第3項）。

宇治田原町においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と本町独自の内容を含めた24の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること。 II. 町内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。 III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。 IV. 迅速な復旧・復興に資すること。	1 直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	3 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-2	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネット	6-1	電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

	ワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う住宅地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家・コーディネーター・労働者・地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の10の個別施策分野と2つの横断的分野とする。

〔個別施策分野〕

- (1) 行政機能・消防等
- (2) 住宅・まち
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 環境・エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業・金融
- (7) 農林
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全・国土利用
- (10) 伝統・文化の保全

〔横断的分野〕

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1で設定した12の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら12の方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類して取りまとめたものである。

これらの間には相互依存の関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する担当課等を明確にした上で、京都府や他の地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

〔個別施策分野〕

(1) 行政機能・消防等

(新たな防災拠点施設の整備)

- 防災の最重要拠点となる役場庁舎は、昭和34年に建築されており、老朽化が著しく、耐震性能も低い。加えて、洪水浸水想定区域内に位置していることから、役場庁舎の移転・新庁舎建設事業を進める。

(プロジェクト推進課)

(災害対策本部の運営強化等)

- 防災の総合的な計画である宇治田原町地域防災計画を社会環境等の変化に応じて見直す。

(総務課)

(応援・受援体制の強化)

- 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・事業所・団体等との応援協定を締結するなど、連携・応援体制を構築する。

(総務課)

(京都府・庁内各課間の連携強化)

- 関係各課が参加する総合防災訓練や府と連携した被災者再建支援システムの構築等により、災害発生時に府や庁内各課間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。

(総務課)

(救助・救出活動の能力向上)

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、町、京田辺市消防署、宇治田原町消防団、自主防災会との連携強化を図る。

(総務課)

- 発災後直ちに対応する消防機関の技能向上・連携強化を目的に消防署・消防団が連携した訓練を実施するとともに、車両等更新計画に基づき消防団・消防署への配備車両・資機材の更新を行い、災害対応力の維持・向上を図る。

(総務課)

(物資等の備蓄・供給体制)

- 地域防災計画に基づき、避難所等に防災関連物資を計画的に備蓄するとともに、府との連携及び民間事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

(総務課)

(行政における業務継続体制の確立)

- 業務継続計画（BCP）の検証と見直しを随時行い、業務継続体制の充実を図る。

(全課)

(災害時における防犯体制の確保)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察による警備体制の充実・強化を要望する。

(総務課)

〈重要業績指標〉

- ・新庁舎建設及び役場機能の移転→完了（R2）

〔総務課・プロジェクト推進課〕

- ・地域防災計画に基づく避難所物資の確保及び維持→継続実施

〔総務課〕

- ・消防団及び消防署の車両・資機材の計画的な更新→継続実施

〔総務課〕

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる本町の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国・府の事業予算や関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・新庁舎建設事業
- ・災害時避難所物資整備事業
- ・多機能消防資機材整備事業

事業期間：令和2年度 / 総事業費：8.4 百万円

- ・災害対応特殊消防ポンプ自動車整備事業

事業期間：令和3年度以降 / 総事業費：63 百万円

- ・救急車整備事業

事業期間：令和4年度以降 / 総事業費：40 百万円

(2) 住宅・まち

(住宅の耐震化)

- 昭和56年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いが、住民の命を守ることが最優先との観点から、「宇治田原町建築物耐震改修促進計画」に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策

を促進する。

(建設環境課)

- 耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより、耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、府と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。また、耐震改修等を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

(建設環境課)

(学校施設の耐震性の維持)

- 学校施設は、児童・生徒の学習・生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって身近な公共施設であり、災害時には地域住民の避難所としての役割を有している。現在、全ての学校施設は耐震化が完了しているが、今後も適切に管理を進めていく。

(学校教育課)

(建築物・宅地等の応急危険度判定)

- 府及び近隣市町村と連携を図り、災害時に被災建築物や被災宅地の危険度判定を早急に実施できる体制づくりを目指す。

(総務課・建設環境課)

(室内の安全対策・火災発生防止対策の推進)

- パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知する。

(総務課)

- 火気の使用停止、電気の遮断等、火災発生を防止するための行動や住宅用消火器の普及、住宅用火災警報器の設置義務や更新の啓発を消防署と連携して行い、火災発生の防止対策を進める。

(総務課)

(災害に強いまちづくりの推進)

- 災害時の避難場所・仮設住宅の建設用地として、新庁舎に隣接する防災公園の整備を進める。

(プロジェクト推進課)

- 倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行うなどの取組みを進める。

(建設環境課)

(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)

- 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確

保する。

(総務課・建設環境課)

- ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設・設備の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進めるとともに、平時から適切な維持管理を行う。

(総務課・上下水道課)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況・復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から各ライフライン事業者との連携を強化する。

(総務課)

- ライフライン事業者に対し、必要となる人材の確保や資機材の配備、業務継続計画の確認を促し、業界を超えた応急復旧体制の強化を図る。

(上下水道課)

(下水道施設の耐震化等)

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道施設の整備促進及び耐震化を進める。

(上下水道課)

- 下水道事業の業務継続計画（平成30年度策定）について、必要に応じて改定を行うとともに、計画に基づく各種訓練の実施により、引き続き災害時の応急復旧体制の強化を図る。

(上下水道課)

- 下水道ストックマネジメント計画（平成29年度策定）に基づき、下水道施設の計画的な点検・調査及び改築等を実施し、施設全体の持続的な機能確保を図る。

(上下水道課)

(上水道施設の耐震化等)

- 上水道施設の耐震化を着実に推進するため、事業者・自治体間の連携により、技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。

(上下水道課)

- 上水道施設については耐震化を計画的に進め、管路の耐震化についても更新に併せて計画的に実施する。

(上下水道課)

(緊急輸送道路等の確保・整備)

- 救急・救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化、法面防災対策等を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら必要となる防災対策を計画的に推進する。

(建設環境課)

(被災者の生活対策)

- 避難所となる体育館等の各施設は耐震性を有しているが、今後も適切に管理を進めていく。

(総務課・企画財政課・社会教育課・学校教育課)

(迅速な被害認定調査・り災証明の発行のための体制整備)

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また、発災直後は被害認定調査員の確保が困難になる可能性があるため、府と共同して被災者の生活再建システムを構築し、円滑な支援体制を整備する。

(総務課・税住民課)

(生活と住居の再建支援)

- 被災者に対する支援、各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、自主防災会活動の活発化、災害ボランティア活動等、「近助」「共助」の推進に寄与する取組みを推進・支援する。

(総務課)

- 大規模地震等により被災した住居の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努める。

(総務課)

(帰宅困難者の安全確保)

- 帰宅困難者に対する情報提供、避難所の確保等、支援体制を整備し、その安全を確保する。

(総務課)

- 企業・事業者等に対して、従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。

(総務課)

<重要業績指標>

- ・ 住宅の耐震化率→90%（「宇治田原町建築物耐震改修促進計画」）

〔建設環境課〕

- ・ 新市街地都市公園（防災公園）の整備→完了（R4）〔プロジェクト推進課〕

- ・ 上下水道施設の耐震化

〔上下水道課〕

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる本町の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国・府の事業予算や関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性

がある)

- ・ 木造住宅耐震改修等事業
- ・ 新市街地都市公園整備事業

◎宇治田原中央公園（宇治田原町立川地内）

事業期間：～令和４年度 / 総事業費：1,222 百万円

(3) 保健医療・福祉

(災害時の医療・救護体制の整備)

- 府が行うドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制の構築に連携・協力する。

(総務課)

- 災害用医薬品について府と連携を図り、必要数が確保できる体制の構築とスムーズな供給体制を確保する。

(健康児童課)

(感染症のまん延防止)

- 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。

(健康児童課)

(特別な配慮が必要な人への支援)

- 災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、個別避難計画の策定等の取組みを進める。また、避難所生活における介助者の確保についても検討していく。

(総務課・福祉課・介護医療課)

- 自主防災会をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組みを更に促進する。

(総務課)

<重要業績指標>

- ・ 自主防災会への避難行動要支援者名簿の平時からの提供 〔総務課〕
配布率 100%の維持
- ・ 災害時における危機管理部局と保健福祉部局との連携等を目的とする担当職員を対象とする研修会の実施→継続実施

〔総務課・福祉課・介護医療課・健康児童課〕

(4) 環境・エネルギー

(災害廃棄物の処理の推進)

- 一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制づくりについて、城南衛生管理組合と連携し検討を進める。

(建設環境課)

(エネルギー供給の多様化)

- 温室効果ガスの排出抑制のみならず、住民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大とその普及啓発を図る。

(建設環境課)

(5) 情報通信

(災害時における通信手段の確保)

- 防災関係機関相互の情報共有と住民への迅速な情報伝達を図るため、防災行政無線（移動系）のデジタル化及び防災用長距離スピーカーの整備を推進する。

(総務課)

(災害危険情報の収集・伝達体制の確立)

- 府等が公開している防災情報の入手方法を広く周知する。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）をはじめ、防災用長距離スピーカー・地上デジタル放送・携帯電話端末・町ホームページ等の多様な情報伝達手段を用いて、災害危険情報を迅速・的確に住民への情報伝達・共有を図る。

(総務課)

＜重要業績指標＞

- ・ 防災用長距離スピーカーの整備→完了 (R2) [総務課]
- ・ 防災行政無線（移動系）のデジタル化→実施予定 (R3 以降) [総務課]

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる本町の国土強靱化に資する主な事業（ただ

し、今後の国・府の事業予算や関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

・ 情報伝達システム整備事業

事業期間：令和２年度 / 総事業費：38.6 百万円

・ デジタル防災行政無線設備整備事業

事業期間：令和３年度 / 総事業費：83.6 百万円

(6) 産業・金融

(BCPの推進)

- 企業・事業所、地元金融機関等の事業継続体制を確保するため、事業継続計画（BCP）の策定を促進し、普及に努める。

(総務課)

(地域産業の活力維持)

- 災害発生時に地域産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう、府等と連携して準備を進める。

(産業観光課)

(農業の風評被害対策)

- 正しい情報の迅速・的確な提供や町内産農産物の販売促進等、災害による風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりの検討を行う。

(産業観光課)

(ライフライン施設の整備)

- 企業・事業所の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設・設備の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進めるとともに、平時から適切な維持管理を行う。

(上下水道課)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況・復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から各ライフライン事業者との連携を強化する。(再掲)

(総務課)

(7) 農林

(農地・農業用施設等の防災対策)

- ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行い必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池（※）のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。併せて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する。

※防災重点ため池：決壊した場合に人家や病院、学校等の公共施設等に影響を与える恐れがあるため池

（産業観光課）

- 農村集落・中山間地域の防災・減災を図るため、農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農道や農業用水路等を適正に管理・保全して災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。

また、農林業者の早期経営再建に向けて、必要な資材が安定的に供給されるよう、農道・林道等の確保・整備を推進する。

（産業観光課）

（森林の整備・保全）

- 山地災害の防災・減災を図るため、森林経営管理事業等による間伐等の森林整備の着実な実施と治山事業の推進による森林機能の向上を図るとともに、住民参加型の森林保全活動を支援する。また、森林内での樹林の食害や表土流出等の要因となるニホンジカやイノシシなどの捕獲を推進する。

（産業観光課）

（農業の風評被害対策）

- 正しい情報の迅速・的確な提供や町内産農産物の販売促進等、災害による風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりの検討を行う。（再掲）

（産業観光課）

（有害鳥獣対策）

- 農地や森林等の荒廃や農林作物等の被害を防止するため、宇治田原町鳥獣被害防止計画に基づき、宇治田原町有害鳥獣対策協議会及び綴喜郡猟友会宇治田原支部と連携のうえ有害鳥獣の捕獲等を推進するとともに、防護柵の設置を行う。

（産業観光課）

＜重要業績指標＞

- ・ 防災重点ため池のハザードマップ作成
- ・ 地域森林計画の「林道の開設及び拡張に関する計画」に掲載されている林道

〔産業観光課〕

の整備（４路線）→完了（R6）

- ・ 有害鳥獣捕獲及び野猿等追い払い隊による追い払い
- ・ 防護柵の設置

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる本町の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国・府の事業予算や関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・ 林道整備等事業

◎大峰線、１号鷲峰山線、２号鷲峰山線、御林山線

事業期間：～令和６年度 / 総事業費：８３．３百万円

- ・ 野生鳥獣被害総合対策事業

事業期間：～令和６年度 / 総事業費：１４４百万円

(8) 交通・物流

(道路等の整備・耐震化)

- 災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通が確保されるよう、新名神高速道路の早期整備完了を国に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、宇治田原山手線等都市計画道路の全線整備や新市街地へのアクセス道路の整備を府と連携し進める。

(建設環境課・プロジェクト推進課)

- 基幹道路の拡幅・耐震補強等、災害に強い交通ネットワークを府と連携する中で整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備し、平時から町道の安全性を確保する。

(建設環境課)

- 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて進めるとともに、重要な道路を守るためにも治水、土砂・土石流等への対策を府と連携して推進する。

(建設環境課)

(緊急輸送道路等の確保・整備)

- 救急・救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化、法面防災対策等を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら

必要となる防災対策を計画的に推進する。(再掲)

(建設環境課)

〈重要業績指標〉

- ・ 宇治田原山手線の早期全線開通 〔建設環境課・プロジェクト推進課〕
- ・ 新市街地へのアクセス道路の整備→完了 (R2) 〔建設環境課〕

〔主な事業〕

計画期間内に実施が見込まれる本町の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国・府の事業予算や関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・ 宇治田原山手線整備事業
- ・ 新市街地連絡道路整備事業
- ・ 道路施設長寿命化修繕事業
- ・ 京都府道路整備プログラム（京都府）に基づく事業
 - ◎宇治田原山手線（新市街地工区）
事業期間：～令和２年度 / 総事業費：280 百万円
 - ◎南北線
事業期間：～令和２年度 / 総事業費：170 百万円
 - ◎賛田立川線
事業期間：～令和２年度 / 総事業費：200 百万円
 - ◎宇治田原山手線
事業期間：～令和５年度 / 総事業費：1,470 百万円

(9) 国土保全・国土利用

(総合的な治水対策)

- 近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことの無い災害が発生していることから、国や府等と連携しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、総合的な治水対策を一層推進する。
(建設環境課)

(河川の整備推進)

- 河川改修等の治水対策をこれまで進めてきたが未だ整備途上であることから、近年浸水被害の原因となった河川や今後被害が予想される河川について、府等と連携して河川の整備を進める。

(建設環境課)

(総合的な土砂災害対策)

- 府が実施する砂防堰堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用を要することから、ハード整備の着実な推進に併せて、土砂災害警戒区域等の指定状況、土砂災害警戒情報等の各種防災情報の提供、住民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(総務課・建設環境課)

(土砂災害に備えたハード整備)

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を府と連携して促進する。

(建設環境課)

(防災マップの改定等のソフト対策)

- 防災マップの改定をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、平時から避難所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、住民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(総務課)

(地籍調査の推進)

- 被災後の迅速な復旧・復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。

(建設環境課)

＜重要業績指標＞

- ・ 防災マップの更新（最新のハザード情報の掲載）

〔総務課〕

- ・ 地籍調査事業の継続実施

〔建設環境課〕

〔主な事業〕

計画期間内に実施が見込まれる本町の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国・府の事業予算や関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・ 地域防災対策事業

- ・ 地籍調査事業

(10) 伝統・文化の保全

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等は、自動火災報知設備・消火設備等の防災設備の整備を進め、町は、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火訓練等を実施し、文化財を救出する体制の構築を推進する。

(総務課・社会教育課)

- 文化財所有者及び町は、復興に当たって伝統・文化が保護継承されるよう、平時から体制の構築に努める。

(社会教育課)

- 文化財（建造物）が被災・損傷した場合に、被災前の姿に復元するため、町は府と連携し、文化財の調査及び記録・保存に努める。

(社会教育課)

＜重要業績指標＞

- ・ 消防署及び消防団と連携した文化財防火訓練の実施→継続実施

〔総務課・社会教育課〕

〔横断的分野〕

(1) リスクコミュニケーション

(災害危険情報の提供)

- 住民があらかじめ地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、防災マップや府のマルチハザード情報提供システムの周知を図る。

(総務課)

(住民に対する教育・訓練)

- 町全体の防災力を向上するため、消防団員及び防災士等の防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通じて住民に正しい防災知識の普及を図る。

(総務課)

- 将来を担う児童・生徒等を対象とした防火・防災教育を自主防災会等と連携して積極的に実施する。

(総務課)

- 住民等が参加した実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

(総務課)

(地域のつながりの強化)

- 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「近助」「共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難誘導等、地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災会の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災会の連携・協力等により活動の活性化を図る。

(総務課)

(自主防災組織の活動促進)

- 自主防災会が行う消防団等と連携した危険箇所の把握や防災訓練等を支援するとともに、防災士の育成を進める。

(総務課)

(消防団の活性化)

- 消防学校による消防団員の教育訓練や消防団が活発に活動する地域づくりを進めるとともに、実践的な訓練を取り入れるなど消防団の機能強化を図る。

(総務課)

(ボランティアとの連携強化)

- 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府及び町社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）等と連携し、ネットワークを構築する。

(総務課)

(迅速な応急復旧に向けた応援協力体制の確保等)

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、町内の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保する。

(建設環境課)

<重要業績指標>

- | | |
|---|-------|
| ・ (再掲) 防災マップの更新 (最新のハザード情報の掲載) | [総務課] |
| ・ 自主防災会の結成率 100%の維持 | [総務課] |
| ・ (再掲) 自主防災会への避難行動要支援者名簿の平時からの提供
配布率 100%の維持 | [総務課] |
| ・ 消防団充足率 (定員 309 人) 92.6%→100% (R6) | [総務課] |

[主な事業]

計画期間内に実施が見込まれる本町の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国・府の事業予算や関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・（再掲）地域防災対策事業
- ・キッズ防火隊支援事業

事業期間：令和２年度～継続実施 / 総事業費：毎年 0.2 百万円

- ・自主防災組織支援事業

事業期間：令和２年度～継続実施 / 総事業費：毎年 2 百万円

（２） 老朽化対策

（安全・安心に係る社会資本の適正な維持・更新）

- 安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新・長寿命化等を行うため、公共施設等総合管理計画等に基づき必要となる対策を実施するとともに、各施設等の機能を維持するため、日常的に適切な維持管理を行う。

（全課）

- 防災の最重要拠点となる役場庁舎は、昭和 34 年に建築されており、老朽化が著しく、耐震性能も低い。加えて、洪水浸水想定区域内に位置していることから、役場庁舎の移転・新庁舎建設事業を進める。

（プロジェクト推進課）

＜重要業績指標＞

- ・（再掲）新庁舎建設及び役場機能の移転→完了（R2）

〔総務課・プロジェクト推進課〕

- ・宇治田原町橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業の実施→継続実施

〔建設環境課〕

- ・宇治田原町舗装長寿命化修繕計画に基づく事業の実施→継続実施

〔建設環境課〕

- ・宇治田原町公営住宅等長寿命化計画に基づく事業の実施→継続実施

〔建設環境課〕

〔主な事業〕

計画期間内に実施が見込まれる本町の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国・府の事業予算や関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性

がある)

- ・ (再掲) 新庁舎建設事業
- ・ 宇治田原町橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業

◎ 蛸橋ほか

事業期間：～令和９年度 / 総事業費：150 百万円

- ・ 宇治田原町舗装長寿命化修繕計画に基づく事業

◎ 郷之口湯屋谷線ほか

事業期間：～令和９年度 / 総事業費：138 百万円

- ・ 宇治田原町公営住宅等長寿命化計画に基づく事業

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年を基本とし、必要に応じて見直しを行うものとする。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、重要業績指標の進捗状況を確認しながら、施策プログラムを適切に見直していく。

また、本計画の推進に当たっては、国、京都府、関係市町村、防災関係機関、地域、住民、企業・事業者等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで町が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度から24の「起きてはならない最悪の事態」の中から宇治田原町として特に回避しなければならない事態を次のとおり選定した。

この特に回避しなければならない事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-3	自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

実に確保する。	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-2	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない。	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う住宅地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」 毎の脆弱性評価の結果

1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 町内には古い住宅・建物が多数あり、「宇治田原町建築物耐震改修促進計画」に基づき、既存集落を中心に減災を含めて幅広く耐震化対策を促進する必要がある。

(建設環境課)

(災害に強いまちづくりの推進)

- 防災の最重要拠点となる役場庁舎は老朽化が著しく、耐震性も低く、また、洪水浸水想定区域内に位置していることから、早急に役場庁舎の移転が必要である。

(プロジェクト推進課)

- 防災公園の整備を進め、災害時の避難場所・仮設住宅の建設用地を確保する必要がある。

(プロジェクト推進課)

- 住宅密集地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行うなどの取組みを進める必要がある。

(建設環境課)

(救助・救出・消火活動の能力維持及び向上)

- 更新計画に基づき、消防団・消防署の配備車両・資機材の更新を行い、災害対応能力の維持・向上に努める必要がある。

(総務課)

(被災建築物・宅地の危険度判定)

- 地震発生後の二次災害防止のため、地震被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう、府及び近隣市町村と連携を図り、体制の充実・強化を図る必要がある。

(総務課・建設環境課)

<指標:現状値>

- ・住宅の耐震化率 全体 81%、木造 70% (H25)

(「宇治田原町建築物耐震改修促進計画」)

[建設環境課]

1－2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
(住宅・建築物等の耐震化) ○ 町内には古い住宅・建物が多数あり、「宇治田原町建築物耐震改修促進計画」に基づき、既存集落を中心に減災を含めて幅広く耐震化対策を促進する必要がある。(再掲) (建設環境課) (災害に強いまちづくりの推進) ○ 住宅密集地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行うなどの取組みを進める必要がある。(再掲) (建設環境課) (救助・救出・消火活動の能力維持及び向上) ○ 更新計画に基づき、消防団・消防署の配備車両・資機材の更新を行い、災害対応能力の維持・向上に努める必要がある。(再掲) (総務課) (火災発生の防止対策) ○ 火気の使用停止、電気の遮断等、火災発生を防止するための行動や住宅用消火器の普及、住宅用火災警報器の設置義務や更新の啓発を更に行う必要がある。 (総務課)
〈指標：現状値〉 ・ (再掲)住宅の耐震化率 全体 81%、木造 70% (H25) (「宇治田原町建築物耐震改修促進計画」) 〔建設環境課〕

１－３ 突発的又は広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生	
(河川整備の推進) ○ 近年浸水被害のあった河川や今後被害が予想される河川等、改修の必要のある河川について、府等と連携して整備を進める必要がある。 (建設環境課) (農業用施設の防災対策) ○ ため池等農業用水利施設の点検など、管理者と連携し事前に対策を行っていく必要がある。 (産業観光課) (防災マップの改定等) ○ 適時必要があれば防災マップの改定を行うなど、最新のハザード情報の提供に努める必要がある。 (総務課)	
＜指標：現状値＞ ・ 防災マップ作成及び公表・配布済み。 〔総務課〕	

１－４ 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	
(土砂災害対策のハード整備) ○ 広域的に同時発生する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の一層の整備を府に求める必要がある。 (建設環境課) (災害に強い森林づくり) ○ 間伐等の森林施業の実施と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図る必要がある。 (産業観光課) (防災マップの改定等) ○ 随時必要があれば防災マップの改定を行うなど、最新のハザード情報の提供に努める必要がある。(再掲) (総務課)	
＜指標：現状値＞ ・ (再掲)防災マップ作成及び公表・配布済み。 〔総務課〕	

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（緊急物資の備蓄等）

- 地域防災計画に基づき防災関連物資の備蓄を維持するとともに、住民や企業・事業所に対して家庭や事業所での備蓄推奨に関わる啓発を実施する必要がある。

（総務課）

- 災害発生時におけるライフラインの被災状況や復旧状況の把握、早期の復旧を図るため、平時からライフライン事業者との連携を強化しておく必要がある。

（総務課）

- 給水車の維持管理をはじめとする応急給水体制の確保に努める必要がある。

（上下水道課）

（道路網の整備）

- 人員や物資等の緊急輸送の交通が確保されるよう、新名神高速道路の早期整備完了を国に求めているとともに、町の生命線である国道307号のバイパス的機能を有する宇治田原山手線の全線整備や新市街地のアクセス道路の整備を府と連携して進めていく必要がある。

（建設環境課・プロジェクト推進課）

＜指標：現状値＞

- ・ 地域防災計画に基づく避難所物資は備蓄済み。 [総務課]

- ・ 宇治田原山手線は一部区間のみ供用済み又は事業化されている。（整備率 約38%）

[建設環境課・プロジェクト推進課]

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（緊急物資の備蓄等）

- 地域防災計画に基づき防災関連物資の備蓄を維持するとともに、住民や企業・事業所に対して家庭や事業所での備蓄推奨に関わる啓発を実施する必要がある。（再掲）

（総務課）

（道路整備）

- 孤立集落の発生やその長期化を防止するため、生命線となる道路の整備を代替路の確保を併せて対策を行っていく必要がある。

（建設環境課）

２－３ 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
(消防人材の確保・育成)		
○ 地域防災の要である消防団への加入を勧め、団員確保に努める必要がある。		
(総務課)		
(地域防災力の充実・強化)		
○ 住民の防災意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭や地域における防災対策を進める必要がある。		
(総務課)		
(特別な配慮が必要な人への支援)		
○ 避難・救急・救助活動を迅速に行えるよう、避難行動要支援者名簿を平時から自主防災会等へ提供できる取組みを進めるとともに、その情報については更新を行う必要がある。		
(総務課)		
〈指標：現状値〉		
・消防団充足率	92.6%	〔総務課〕
・自主防災会の結成率	100%	〔総務課〕
・自主防災会への避難行動要支援者名簿の平時からの提供	配付率 100%	〔総務課〕

２－４ 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
(道路網の整備)		
○ 人員や物資等の緊急輸送の交通が確保されるよう、新名神高速道路の早期整備完了を国に求めているとともに、町の生命線である国道３０７号のバイパス的機能を有する宇治田原山手線の全線整備や新市街地のアクセス道路の整備を府と連携して進めていく必要がある。(再掲)		
(建設環境課・プロジェクト推進課)		
(ライフラインの確保)		
○ 災害発生時におけるライフラインの被災状況や復旧状況の把握、早期の復旧を図るため、平時からライフライン事業者との連携を強化しておく必要がある。(再掲)		
(総務課)		
(特別な配慮が必要な人への支援)		
○ 避難・救急・救助活動を迅速に行えるよう、避難行動要支援者名簿を平時から自主防災会等へ提供できる取組みを進めるとともに、その情報については更新を行う必要がある。(再掲)		
(総務課)		

〈指標:現状値〉

- ・(再掲) 宇治田原山手線は一部区間のみ供用済み又は事業化されている。(整備率:約38%) [建設環境課・プロジェクト推進課]
- ・(再掲) 自主防災会の結成率 100% [総務課]
- ・(再掲) 自主防災会への避難行動要支援者名簿の平時からの提供
配付率 100% [総務課]

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(災害時における防犯体制の確保)

- 被災地・避難所等における各種犯罪の発生が懸念される場所である。
(総務課)
- 警察災害派遣隊の受援体制を検討する必要がある。
(総務課)

3-2 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(災害に強いまちづくりの推進)

- 防災の最重要拠点となる役場庁舎は老朽化が著しく、耐震性も低く、また、洪水浸水想定区域内に位置していることから、早急に役場庁舎の移転が必要である。(再掲)
(プロジェクト推進課)

(業務継続体制の整備)

- 業務継続計画について検証を行い、必要となる見直しを行う必要がある。
(全課)
- 職員を対象とした実践的な災害対応訓練や研修の実施を検討する必要がある。
(総務課)

(道路網の整備)

- 人員や物資等の緊急輸送の交通が確保されるよう、新名神高速道路の早期整備完了を国に求めていくとともに、町の生命線である国道307号のバイパス的機能を有する宇治田原山手線の全線整備や新市街地のアクセス道路の整備を府と連携して進めていく必要がある。(再掲)
(建設環境課・プロジェクト推進課)

〈指標：現状値〉

- ・業務継続計画策定済み。
- ・(再掲)宇治田原山手線は一部区間のみ供用済み又は事業化されている。(整備率：約38%)
[建設環境課・プロジェクト推進課]

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-1 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
(住民への情報伝達等) ○ 防災アプリや京都府防災・防犯情報メールの登録者数を拡大するとともに、防災用長距離スピーカーによる情報伝達体制を確立する必要がある。 (総務課) (自主避難の促進) ○ 住民が自らの確な避難が行えるよう、防災マップの利活用を促進する必要がある。 (総務課)	
<指標:現状値> ・(再掲)防災マップ作成及び公表・配布済み。 [総務課]	

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
(ライフラインの確保) ○ 災害発生時におけるライフラインの被災状況や復旧状況の把握、早期の復旧を図るため、平時からライフライン事業者との連携を強化しておく必要がある。(再掲) (総務課) (自主避難の促進) ○ 住民が自らの確な避難が行えるよう、防災マップの利活用を促進する必要がある。(再掲) (総務課) (特別な配慮が必要な人への支援) ○ 避難・救急・救助活動を迅速に行えるよう、避難行動要支援者名簿を平時から自主防災会等へ提供できる取組みを進めるとともに、その情報については更新を行う必要がある。(再掲) (総務課)	
<指標:現状値> ・(再掲)防災マップ作成及び公表・配布済み。 [総務課] ・(再掲)自主防災会の結成率 100% [総務課] ・(再掲)自主防災会への避難行動要支援者名簿の平時からの提供 配付率 100% [総務課]	

5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（道路網の整備）

- 人員や物資等の緊急輸送の交通が確保されるよう、新名神高速道路の早期整備完了を国に求めていくとともに、町の生命線である国道307号のバイパス的機能を有する宇治田原山手線の全線整備や新市街地のアクセス道路の整備を府と連携して進めていく必要がある。（再掲）

（建設環境課・プロジェクト推進課）

〈指標：現状値〉

- ・（再掲）宇治田原山手線は一部区間のみ供用済み又は事業化されている。（整備率：約38%）
〔建設環境課・プロジェクト推進課〕

5-2 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

（BCPの推進）

- 金融サービスが機能停止しないよう、地元金融機関等に事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

（総務課）

5-3 食料等の安定供給の停滞

（道路網の整備）

- 人員や物資等の緊急輸送の交通が確保されるよう、新名神高速道路の早期整備完了を国に求めていくとともに、町の生命線である国道307号のバイパス的機能を有する宇治田原山手線の全線整備や新市街地のアクセス道路の整備を府と連携して進めていく必要がある。（再掲）

（建設環境課・プロジェクト推進課）

〈指標：現状値〉

- ・（再掲）宇治田原山手線は一部区間のみ供用済み又は事業化されている。（整備率：約38%）
〔建設環境課・プロジェクト推進課〕

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（ライフラインの確保）

- 災害発生時におけるライフラインの被災状況や復旧状況の把握、早期の復旧を図るため、平時からライフライン事業者との連携を強化しておく必要がある。（再掲）

（総務課）

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う住宅地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 町内には古い住宅・建物が多数あり、「宇治田原町建築物耐震改修促進計画」に基づき、既存集落を中心に減災を含めて幅広く耐震化対策を促進する必要がある。(再掲)
(建設環境課)

(災害に強いまちづくりの推進)

- 住宅密集地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行うなどの取組みを進める必要がある。(再掲)
(建設環境課)

(救助・救出・消火活動の能力維持及び向上)

- 更新計画に基づき、消防団・消防署の配備車両・資機材の更新を行い、災害対応能力の維持・向上に努める必要がある。(再掲)
(総務課)

(火災発生の防止対策)

- 火気の使用停止、電気の遮断等、火災発生を防止するための行動や住宅用消火器の普及、住宅用火災警報器の設置義務や更新の啓発を更に行う必要がある。(再掲)
(総務課)

・(再掲)住宅の耐震化率 全体 81%、木造 70% (H25)

(「宇治田原町建築物耐震改修促進計画」による)

[建設環境課]

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(農業用施設の防災対策)

- ため池等農業用水利施設の点検など、管理者と連携し事前に対策を行っていく必要がある。(再掲)
(産業観光課)

7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(災害に強い森林づくり)

- 間伐等の森林施業の実施と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図る必要がある。(再掲)
(産業観光課)

(有害鳥獣対策)

- 農地や森林等の荒廃や農林作物等の被害を防止するため、宇治田原町鳥獣被害防止計画に基づき、宇治田原町有害鳥獣対策協議会及び綴喜郡猟友会宇治田原支部と連携のうえ有害鳥獣の捕獲等を推進するとともに、防護柵の設置を行う。（再掲）

（産業観光課）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の処理の推進）

- 一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制づくりについて、城南衛生管理組合と連携し検討する必要がある。

（建設環境課）

8-2 復興を支える人材等（専門家・コーディネーター・労働者・地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（人材の確保）

- これら専門的な人材を全て町内で確保するのは困難と考える。復興期には人材確保の点も含め国・府等に支援を求めていく必要がある。

（総務課）